

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成26年10月1日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人時のベル

(2) 代表者名

島田 純一郎

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区高辻通大宮西入坊門町833番地6 G-stage 京都四条大宮
307号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都市在住の障がい児・者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、及び相談支援事業、及び地域生活支援事業に関する事業を行い、障がい児・者、またその家族の人間らしい日常生活の実現に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年9月17日

(文化市民局地域自治推進室)